

調査報告

令和4年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（東近江市）

厚生労働省が実施する、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる高齢者虐待防止法。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する調査に係る東近江市における調査結果は以下のとおりであった。

※本調査は虐待を受けている（受けていると思われる場合も含む）高齢者本人の年齢が原則 65 歳以上の事例を対象としています。

1 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

養護者とは、「高齢者を現に養護する者（養介護施設従事者を含まない）」であり、高齢者の世話をしている家族・親族・同居人等が該当する。

(1) 相談・通報受理件数

令和4年度の東近江市で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は 36 件であった。（令和3年度の相談・通報件数は 20 件。前年度 80%増）

	R01 年度	R02 年度	R03 年度	R04 年度	増減率(R3 年度比)
件数	41	25	20	36	80.0%

(2) 相談・通報者（複数回答）

「介護支援専門員」が 44.4%と最も多く、次いで「警察」が 30.6%、「民生委員」、「被虐待者本人」、「家族・親族」が 5.6%であった。

	人数	構成割合(%)
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	16	44.4
介護保険事業所職員	1	2.8
医療機関従事者	0	0.0
近隣住民・知人	0	0.0
民生委員	2	5.6
被虐待者本人	2	5.6
家族・親族	2	5.6
虐待者自身	0	0.0
当該市町村行政職員	1	2.8
警察	11	30.6
その他	1	2.8
不明(匿名を含む)	0	0.0
合計	36	100.0

(3) 事実確認調査の状況

事実確認調査を行った	35	訪問調査等により事実確認を行った事例	35
		関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	0
		立入調査により事実確認を行った事例	0
事実確認調査を行っていない	1	相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	
		相談・通報を受理し、後日事実確認調査を予定している又は事実確認調査の安否を検討中の事例	1
合計	36		36

(4) 事実確認調査の結果

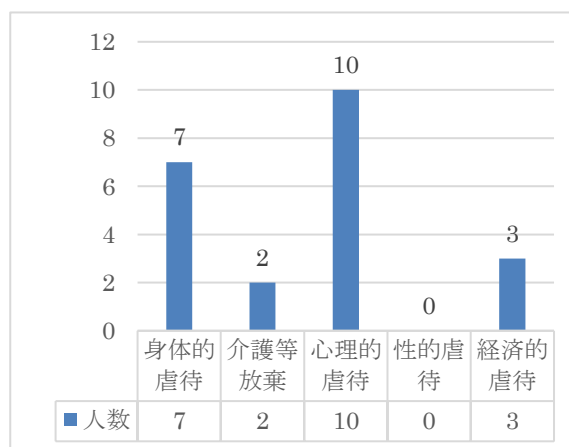
「事実確認調査を行った事例」35件のうち

虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例	13
虐待でないと判断した事例	18
虐待の判断に至らなかった事例	4

(5) 虐待の種別・類型（複数回答）

「心理的虐待」が76.9%で最も多く、次いで「身体的虐待」が53.8%であった。

	人数	構成割合 (%)
身体的虐待	7	53.8
介護等放棄	2	15.4
心理的虐待	10	76.9
性的虐待	0	0.0
経済的虐待	3	23.1
合計(累計)	22	-
合計(人数)	13	-



(注) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

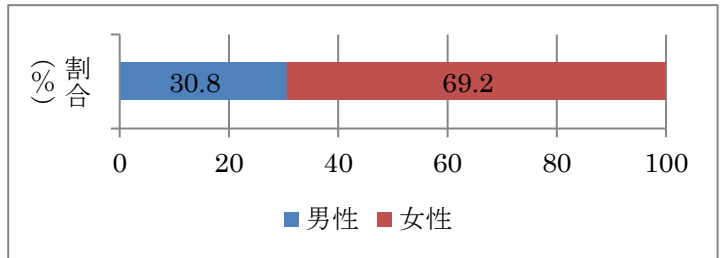
1人に対し複数の虐待類型を認定している場合があるため、構成割合の合計は100.0%にならない

(6) 被虐待者の状況について

ア. 被虐待者の性別

性別では「男性」が30.8%、「女性」が69.2%であった。

	人数	割合
男	4	30.8
女	9	69.2
合計	13	100.0

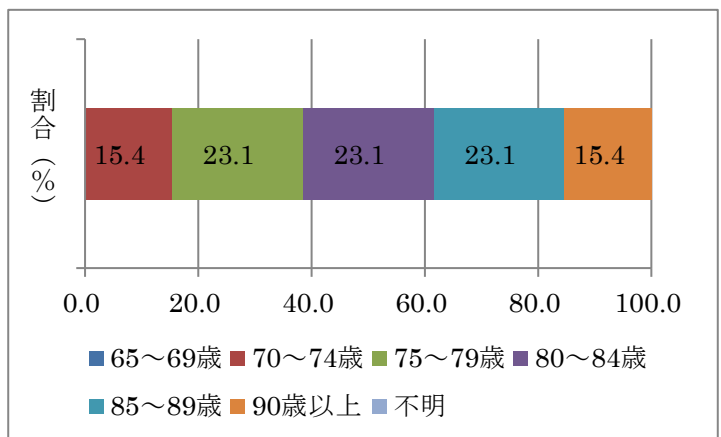


(注) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

イ. 被虐待者の年齢階層

年齢階層別では、「75～79歳」、「80～84歳」、「85～89歳」が23.1%で最も多く、次いで「70～74歳」、「90歳以上」が15.4%であった。

	人数	割合
65～69歳	0	0.0
70～74歳	2	15.4
75～79歳	3	23.1
80～84歳	3	23.1
85～89歳	3	23.1
90歳以上	2	15.4
不明	0	0.0
合計	13	100.0

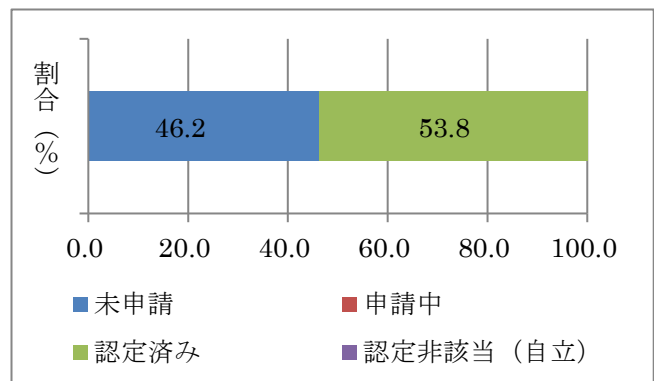


(注) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

ウ. 被虐待者の介護保険申請状況

「認定済み」が53.8%、「未申請」が46.2%。

	人数	割合
未申請	6	46.2
申請中	0	0
認定済み	7	53.8
認定非該当(自立)	0	0
合計	13	100.0



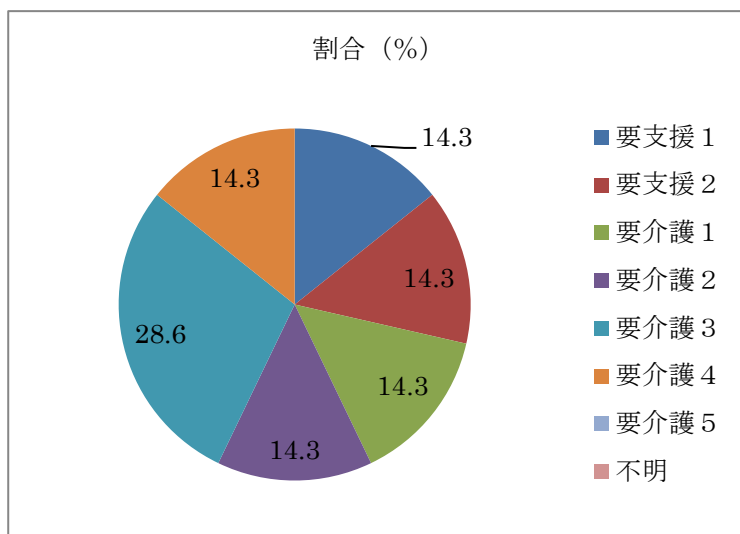
(注) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

工. 介護保険認定済みの者の要支援・要介護状態区分

「認定済み」であった7人のうち、「要支援1・2」が28.6%「要介護1・2」が28.6%であり、「要介護3～5」が42.9%であった。

【要支援・要介護状態区分】

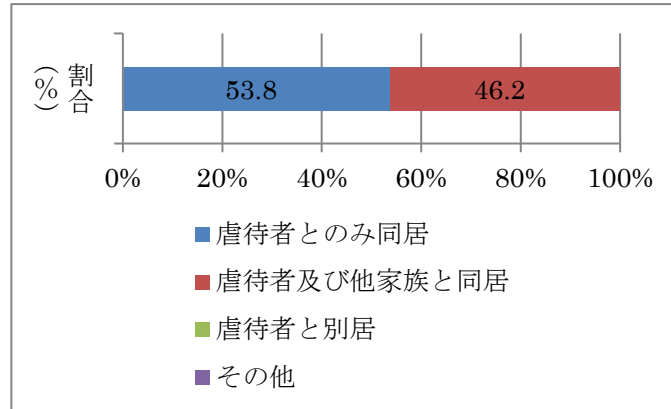
	人数	割合
要支援1	1	14.3
要支援2	1	14.3
要介護1	1	14.3
要介護2	1	14.3
要介護3	2	28.6
要介護4	1	14.3
要介護5	0	0.0
不明	0	0.0
合計	7	100.0



才. 虐待者との同居・別居

「虐待者とのみ同居」が53.8%で最も多く、次いで「虐待者及び他家族と同居」が46.2%であった。

	人数	割合
虐待者とのみ同居	7	53.8
虐待者及び他家族と同居	6	46.2
虐待者と別居	0	0
その他	0	0.0
合計	13	100.0

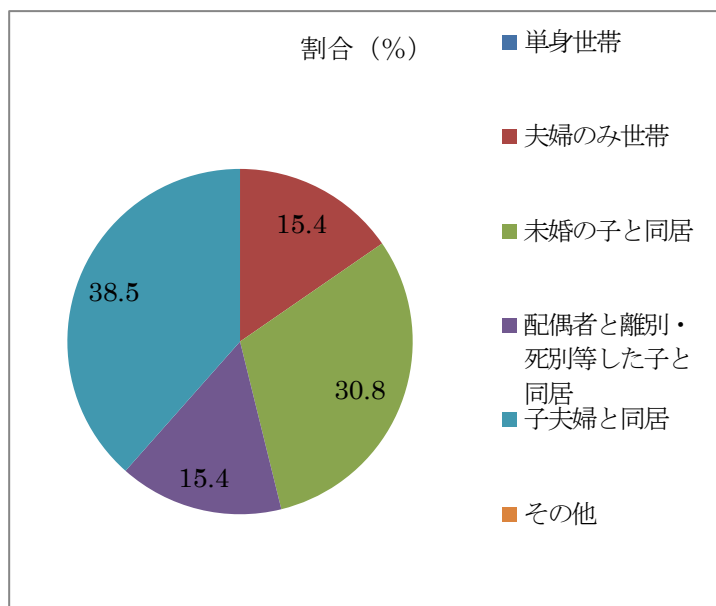


(注) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

カ. 世帯構成

「未婚の子と同居」「配偶者と離別・死別等した子と同居」「子夫婦と同居」等、子との同居世帯が84.7%を占めた。

	人数	割合
単身世帯	0	0
夫婦のみ世帯	2	15.4
未婚の子と同居	4	30.8
配偶者と離別・死別等した子と同居	2	15.4
子夫婦と同居	5	38.5
その他	0	0
合計	13	100.0



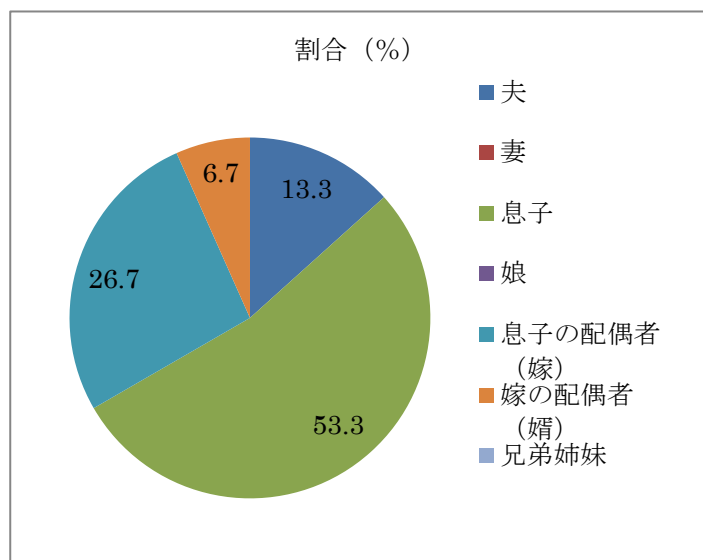
(注) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

キ. 被虐待者から見た虐待者の続柄

被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が53.3%で最も多く、次いで「息子の配偶者(嫁)」が26.7%であった。

【被虐待者から見た虐待者の続柄】

	人数	割合
夫	2	13.3
妻	0	0
息子	8	53.3
娘	0	0
息子の配偶者(嫁)	4	26.7
嫁の配偶者(婿)	1	6.7
兄弟姉妹	0	0
孫	0	0
その他	0	0.0
合計	15	100.0



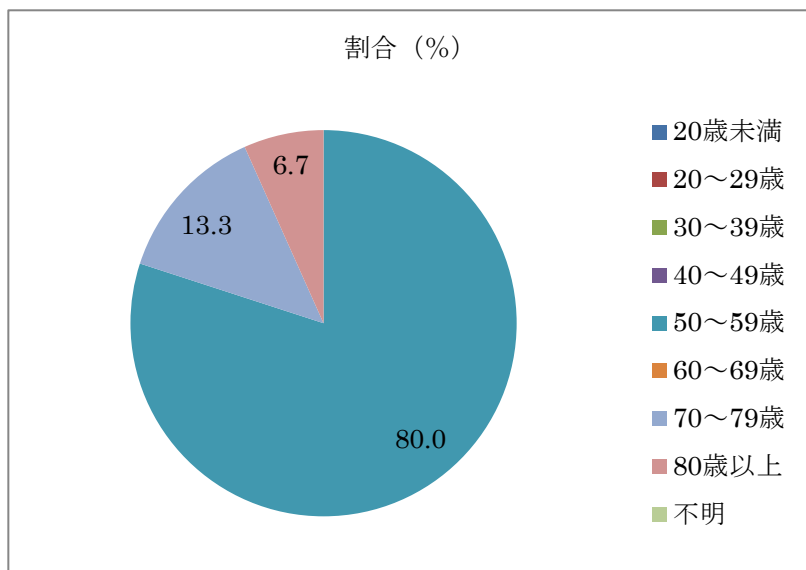
(注) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における虐待者の延べ人数について集計

1人に対し虐待者が複数名であった事例があり、合計人数は被虐待者の実数と異なる

ク. 虐待者の年齢層

【虐待者の年齢階層】

	人数	割合
20歳未満	0	0.0
20～29歳	0	0.0
30～39歳	0	0.0
40～49歳	0	0.0
50～59歳	12	80.0
60～69歳	0	0.0
70～79歳	2	13.3
80歳以上	1	6.7
不明	0	0.0
合計	15	100.0



(注) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における虐待者の延べ人数について集計

(7) 虐待への対応策について

ア. 分離の有無

対 応	件数	割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	5	38.5
被虐待者と虐待者を分離していない事例	6	46.2
現在対応について検討・調整中の事例	2	15.4
判断時点ですでに分離状態の事例(別居、入院、入所等)	0	0.0
その他	0	0.0
合計	13	100.0

(注) 本調査の対象となったすべての虐待判断事例における被虐待者について集計

イ. 分離を行った事例の対応

	件数	割合
契約による介護保険サービスの利用	2	40.0
老人福祉法に基づくやむを得ない理由等による措置	2	40.0
緊急一時保護／医療機関への一時入院	1	20.0
上記以外の住まい・施設等の利用	0	0.0
虐待者を高齢者から分離(転居等)	0	0.0
合計	5	100.0

ウ. 分離をしていない事例の対応

分離をしていない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」「すでに介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が全体の66.6%を占めた。

【分離をしていない事例の対応(複数回答)】

対 応	件数	割合
養護者に対する助言・指導	2	33.3
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	0	0.0
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	0	0.0
すでに介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	2	33.3
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	0	0.0
経過観察(見守り)	1	16.7
その他	2	33.3
合計(累計)	7	
合計(人数)	6	

高齢者虐待に関連した権利擁護支援について、成年後見人制度の利用は1件(内、市長申立0件)であった。